



住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内
受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書（または申請書）を
受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）対象となる世帯には
久米島町から確認書が届きます（**要返送**）
※一部申請が必要な場合があります令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

申請が必要です

福祉課窓口にて申請書を受け取り、
申請が必要です。申請期間：令和4年4月1日（金）
～令和4年9月30日（金）新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、
不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都区部の場合）単身の場合：100万円以下、母・子（1人）の場合156万円以下

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター☎ **0120-526-145**

受付時間9:00～20:00（12/29～1/3を除く）

○久米島町役場福祉課
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口☎ **985-7124**

受付時間 平日9:00～17:00